第12章 特許庁組織と予算

第1節 機構・定員

1.機構の変遷

(1)「工業所有権総合情報館」、「相談閲覧部」、「情報流通部の設置」(1997年度)

総務課に属していた工業所有権相談所を「相談閲覧部」として独立させるとともに、「情報流通部」を新設し、また、工業所有権資料館を「工業所有権総合情報館」に名称変更し、ユーザーへのサービス機能の強化を図った。

(2) 国際商標出願室と特許侵害業務室の設置(1998年度)

1998年当時、商標の国際登録制度であるマドリッド・プロトコルには、EU を中心に既に 31 か国が加盟しており、我が国の同協定への加盟は極めて重要な課題であった。そこで、 1999年度に「国際商標出願室」を設置するとともに、PCT 出願を担当していた「国際出願 室」の名称を「国際特許出願室」とし、マドリッド・プロトコル加盟への準備を整えた。

一方、知的財産への関心の高まりに伴い、1991年頃から侵害訴訟事件や無効審判事件など、知的財産に関連した紛争が増加していたことから、無効審判等当事者系審判の審理の迅速化を図るため、新たに審判課に「特許侵害業務室」を設置し、無効審判、判定、取消審判等を一元的に管理するとともに裁判所との連携を強化する体制を整備した。その他、運行管理室を電子計算機業務課に、公報生産監理室を特許情報課にそれぞれ統合した。

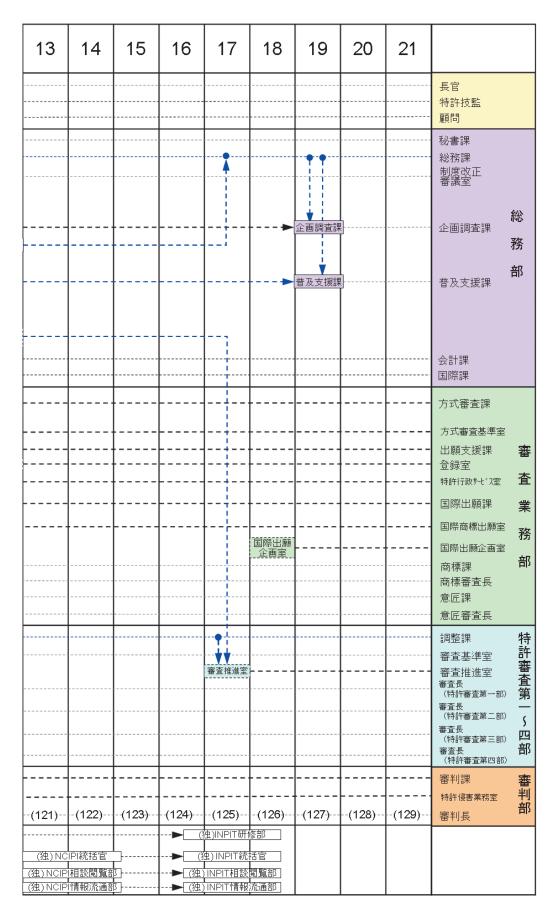
(3) 中央省庁等改革に伴う特許庁における組織再編(2000年度)

2000年度は中央省庁再編が行われ、それまであった1府22省庁は1府12省庁に再編された。特許庁においても、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画(1999年4月27日閣議決定)」に従い組織のスリム化を図りつつ、産業財産権行政を一層充実させるため、大幅な組織改編を行った。

第一に、「技術調査課」を設置し、調査・統計や制度等の普及啓発、人材育成など含む企画・立案機能の一部を総務課から独立させた。第二に、公報課、特許情報課、特許情報管理室を再編成し、新たに設置した「特許情報課」においては、公報の編集・刊行の業務に加え、分類に関する事務を行うこととし、そのもとに、工業所有権情報の利用促進と検索情報の開発に関する事務を担う「特許情報利用推進室」を分室として設置した。第三に、方式審査を担う方式審査第一課と二課を統合して「方式審査課」とするとともに、方式審査の基準作成と訴訟に関する事務を担当する方式審査基準室を総務課から移管した。第四に、出願課、申請人登録室、登録課を再編成し、新たに設置した「出願支援課」においては、出願書類の接受、発送、申請人の登録に関する事務を行うこととし、そのもとに、工業所有権の登録に関する事務を担う「登録室」と、書類の閲覧、謄写、証明等の出願・登録に関する情報提供に関する事務を担う「特許行政サービス室」を設置した。第五に、方

【機構の変遷(平成元年-21年)】

		平成 元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12 (省庁再編)
	長官 特許技監 顧問						專任化	 - 存置期間到	 				
I	秘書課 総務課 制度改正審議室 業所有権相談所 方式審査基準室												
総務部	電子計算機業務課 運行管理室 特許情報企画課 公報生産管理室							特許情報課	 				技術調査課 情報以示基課
	公報課 特許情報管理課 会計課 国際課						>	特許情報管	理室				特許情報 利用推進室
審	方式審査第一課 方式審査第二課 出願課	方式審查第 方式審查第 出願課											方式審査 基準室 出願支援課
査第	国際出願室		申請人登録	 								国際特許 出願室 国際商標 出願室	登録室 特許行政 サセン変 国際出願課
部	商標課 商標審査長 意匠課 意匠審査長	(4)			- (4(1))							山城丰	
審査第二~五部	調整課 審查基準室 審查長 (審查第二部) 審查長 (審查 (審查 (審查 (審查	- (6(1)) - (9(1)) - (8(2))		(8(2))			(5(2)) - (7(3)) - (7(3)) -					-(5(4)) -	
審判部	審査長 (審査第五部) 書記課 審判長	(8(1)) - (89)	(91)	(93)	(95)	(97)	(99)	-(101)	(115)	(8(2)) (117)	(118)	- (7(2)) 	· 審判課 業務室
資料館	工業所有権 研 研修館 修 工業所有権 所 資料館									工業所有棒相談閲覧部情報流通部			····································



(資料) 特許庁作成

式審査第一課にあった国際特許出願室について、「国際出願課」に改めるとともに、方式審査第二課にあった国際商標出願室を「国際出願課」の分室とし、PCT 出願と国際登録出願の機能を一つにまとめた。そのほか、電子計算機業務課を「情報システム課」に、出願課を「出願支援課」に、登録課を出願支援課の分室として「登録室」に、申請人登録室を「特許行政サービス室」に、書記課を「審判課」にそれぞれ名称変更するとともに、部の名称についても、審査第一部を「審査業務部」に、審査第二-五部を「特許審査第一-四部」に名称変更した。

(4) 独立行政法人への業務移管(2001-2004年度)

行政機関の独立行政法人化は、国が行っている事務・事業の自律的・効率的実施を図ることを目的として、中央省庁の改革の一環として強力かつ大規模に進められた。特許庁においても、工業所有権制度に関する相談・閲覧、情報の流通等の業務については、必ずしも国で行う必要は無いものとして、2001 年 4 月に「独立行政法人工業所有権総合情報館(NCIPI)」を設立し、これらの業務を移管した。その後、工業所有権総合情報館(NCIPI)は、2004 年 10 月から名称を独立行政法人工業所有権情報・研修館に改め、新たに対外情報サービス業務、人材育成業務が移管され、「情報」及び「人」という工業所有権制度を支える基盤の整備・強化という役割を担うこととなった。

(5) 審査推進室の設置 (2005年度)

2001 年から特許出願における審査請求期間を3年に短縮したことにより、特に2004年頃から審査順番待ち件数が急増することとなったが、その主たる対策は、後述する任期付審査官の活用と、先行技術調査の民間外注であった。2004年度には既に19.2万件もの先行技術調査の外注を行っていたが、さらに特許審査推進体制を強化するため、2005年10月をもって総務部の特許情報課特許情報利用推進室を廃止し、特許審査第一部調整課に「審査推進室」を新設することとした。

(6) 国際出願企画室の設置(2006年度)

近年、PCT 及びマドリッド・プロトコルの条約・規則等の改正の議論が複雑化・深化していることから、出願書類等の電子化に伴う事務処理に関する国際的な調整や、条約・規則の手続に関する国際的な調整への対応が求められていた。そこで、国際出願課の分室として「国際出願企画室」を新たに設置し、特許協力条約及びマドリッド協定議定書に関する国際的な調整を担当することとした。

(7) 企画調査課、普及支援課の設置(2007年度)

企業経営における知的財産の重要性の高まりを背景として、企業における戦略的な知的 財産の取得と管理はますます重要な課題となっている。特許庁では様々な施策を展開して きたが、従来から、企業等による産業財産権の取得・管理状況に関する調査や関連した施 策の企画・立案は総務課が、産業財産権に関する調査業務については技術調査課が担当し ており、必ずしも効率的な連携が取れていなかった。そこで、産業財産権に関する調査業務と施策の企画・立案業務を一体的に実施するため、総務課の所掌事務を技術調査課に移管するとともに「企画調査課」に名称変更を行った。

地域・中小企業への支援については、早期審査制度や先行技術調査支援制度などを行ってきたが、従来から、企業等における産業財産権の取得・管理に関する普及・啓発業務は総務課が、特許情報の利用促進を始めとした民間の技術開発環境の整備に関する業務は特許情報課が行っていた。これらの業務を一体的に実施する者が、地域・中小企業等による産業財産権の取得・管理や、知的財産を意識した技術開発を促進する上で有効であることから、総務課の所掌事務を特許情報課に移管することとし、また「普及支援課」に名称変更を行った。

2. 定員

工業所有権の迅速かつ的確な権利付与を任務とする特許庁においては、審査官及び事務 系職員の増員は重要な課題であった。

(1) 1995、1996 年度

「平成4年度以降の定員管理について(平成3年7月閣議決定)」により、1992年度からの5年間で1991年度末定員の4.52%を削減することが義務付けられた。1995、1996年度の2年間は、特許・実用審査官68人、意匠審査官2人、商標審査官11人、事務系職員16人の計97人の増員、46人の定員削減が行われた。

(2) 1997-2000 年度

「平成9年度以降の定員管理について(平成8年7月閣議決定)」により、1997年度以降5年間で1996年度末定員の4.11%を削減することが義務づけられた。2000年に中央省庁等改革が行われたことにより、1997-2000年の計画期間となったが、特許庁においては特許・実用審査官47人、意匠審査官8人、商標審査官33人、事務系職員9人の計97人の増員、94人の定員削減が行われた。

(3) 2001-2005 年度

中央省庁等改革基本法及び国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画(平成 11 年 4 月閣議決定)に基づき決定された、「新たな府省の編成以降の定員管理について(平成 12 年 7 月閣議決定)」により、2001 年から 2011 年度末までの 10 年間で、少なくとも 10% の計画的削減、独立行政法人への移行、新規増員の抑制等により、25%の純減を目指した定員削減に最大限努力するものとされた。これに伴い、2001 年度からの 5 年間においては、2001 年 1 月 5 日時点(省庁再編前)の定員を基準に、平均 5%を削減することが義務づけられた。特許庁においては特許・実用審査官 331 人(うち通常審査官 135 人、任期付審査官 196 人)、意匠審査官 2 人、商標審査官 12 人、事務系職員 3 人の計 348 人の増員、141 人の

定員削減が行われた。

また、独立行政法人工業所有権総合情報館(NCIPI)が設立された2001年度と、工業所有権情報・研修館に名称変更するとともに業務を拡大した2004年度にそれぞれ56人、24人の定員を移行している。

上記の任期付審査官は、2004年度から毎年98名ずつ、5年間で計490名が採用され、5年間の任期の後、5年間の再任が可能である(詳細は第5章第2節2.(1)参照)。

(4) 2006-2009 年度

「平成 18 年度以降の定員管理について(平成 17 年 10 月閣議決定)」により、2005 年度 から 2009 年度までの 5 年間に 2004 年度末定員の 10%以上を合理化することが義務づけられた。従来の倍の合理化目標が設定され、定員をめぐる状況はかつてない厳しい状況となった。このような中、特許・実用審査官 501 人(うち通常審査官 207 人、任期付審査官 294 人)、意匠審査官 1 人、商標審査官 2 人、事務系職員 26 人の計 530 人の増員、244 人の定員削減が行われた。



(資料) 特許庁作成

第2節 予算

1. 特別会計をめぐる環境の変化

特許特別会計は、増大する出願件数や高度化し複雑化する出願内容に的確に対処し、迅速な特許事務を実現し維持していくため、不断に特許事務が高度化される体制を構築し、早期権利化等出願人の利益の確保や、利用者へのサービスの向上に努めることを創設の主旨としている。このため産業財産権に関する事務の経理を一般会計から分離し、収支相償の原則の下、受益と負担の関係を明確にするため、1984年7月1日に特許特別会計法が施行されスタートした。

その後、特許特別会計法は1997年の商標法等の一部を改正する法律の施行によりその一部が改正され、関連法規の改正による一部改正手続はこれまでに7回を数えた。

一方で、簡素で効率的な政府を実現する観点から、2006年6月2日「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年6月2日法律第47号)」(行政改革推進法)が施行され、これに伴い2007年4月1日に各特別会計法を一つに東ねる形で「特別会計に関する法律(平成19年3月31日法律第23号)」が施行され、特許特別会計法はその役割を終え、同日をもって廃止された。

(1)「特許特別会計法」の変遷

特許特別会計法の主な改正の内容は次のとおり。

①1997年4月1日改正施行(商標法等の一部を改正する法律(平成8年6月12日法律第68号)附則)

産業財産権に係る手数料及び登録料の納付書を用いた現金納付制度の運用に当たり、歳 入の項目に現金をもって納付される料金に関する記載を追加。

②2001年4月1日改正施行(独立行政法人工業所有権総合情報館法(平成11年12月22日法律第201号)附則)

独立行政法人工業所有権総合情報館(現:独立行政法人工業所有権情報・研修館)の創 設に伴い、必要となる歳入、歳出に係る項目を追加。

(2)「行政改革推進法」の施行

2006年6月2日に施行された行政改革推進法では、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革について規定しており、特別会計の改革については、特別会計の廃止及び統合並びにその経理の明確化を図るとともに、事務・事業の合理化及び効率化を図ることとしている。さらに、2011年4月1日において設置されている特別会計について、その存続の必要性を検討するものとし、その後においても、おおむね5年ごとに同様の検討を行うものと規定している。

また、特許特別会計に係る見直しについては、特許出願の審査に係る事務及び事業につ

いて、審査の件数、審査に要する経費及び先行技術の調査の民間への委託の件数について 中期的かつ定量的な目標を定め、業務の効率の向上等を図る旨規定している。

(3)「特別会計に関する法律」の施行

2007年4月1日に施行された特別会計に関する法律では、それまで31あった個別の特別会計について、2011年度までに17に統廃合することとした上で、各特別会計法を一つに東ねている。同法制定に至る特別会計の見直しに際し、特許特別会計については、受益と負担の関係を明確にしつつ、技術革新に併せて不断に特許事務が高度化される体制を構築し、財源としての手数料等の適切な改定を行っていくことは引き続き重要であり、区分経理には妥当性があるとされている。

また、同法は予算・決算等について通則的な規定を設けているが、特許特別会計が中長期的に収支が相償するという基本的性格を変更するものではない。

2. 特許行政予算の推移

(1) 歳入

特許特別会計の歳入は、実績ベースで 1995 年度 830 億円、1999 年度 944 億円、2003 年度 1,041 億円、2007 年度 1,548 億円と推移し 2008 年度は 1,269 億円であった(ただし、前年度剰余金受入を除く)。

歳入の主なものは、特許印紙あるいは現金による産業財産権に係る手数料及び登録料収入であり、1994年度以降、料金改定や制度改正の影響による例外はあるものの、企業の旺盛な研究開発活動を反映して毎年歳入規模は増加し続けてきた。しかしながら、2008年度は審査請求件数等が大幅に減少したことにより、歳入規模は前年度比 18.0%減と大きく減少した。これは 2001年 10 月から実施された審査請求期間の短縮(出願から7年を3年)に伴い、審査請求期間7年の特許出願に係る審査請求期間が終期を迎えつつあったことや、長期化し深刻化する景気の低迷が影響したものと考えられる。

この15年間における歳入の予算項目上の大きな変更等は次のとおりである。

1996年度において、産業財産権に係る手数料及び登録料の納付書を用いた現金納付制度の運用に当たり、予算項目(款)特許印紙収入の名称を(款)特許料等収入に改称、その下位に当たる(項)特許印紙収入の次に同列に現金による手数料収入を受ける項目として、(項)特許以符収入な済地にな

(項) 特許料等収入を追加した。

2006 年度において、独立行政法人工業所有権情報・研修館の第1期中期計画の終了に伴う独立行政法人工業所有権情報・研修館法第12条第3項に基づく残余の額の納付を受けるため、予算項目(款)独立行政法人納付金収入を新設した。

【歳入実績事項別推移表】

(単位:千円) 千円未満切捨

区				分	1995年度	1996年度	1997年度	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度
特	許印	紙	収	入	81, 215, 389	88, 034, 736	95, 893, 490	89, 846, 508	92, 175, 963	94, 874, 343	95, 716, 969	102, 033, 392
特	許 料	等	収	入	-	556, 354	1, 327, 349	1, 203, 571	1, 132, 645	715, 794	613, 004	607, 896
— f	般 会 計	よ	り受	: 入	16, 659	16, 662	16, 847	17, 045	17, 367	17, 494	17, 296	17, 144
雑	収	ζ		入	1, 814, 108	2, 182, 363	2, 444, 922	1, 310, 808	1, 087, 716	1, 295, 677	1, 647, 646	1, 300, 920
合				計	83, 046, 157	90, 790, 115	99, 682, 609	92, 377, 932	94, 413, 692	96, 903, 308	97, 994, 916	103, 959, 353

区					分	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度(見込)
特	許	印	紙	収	入	102, 851, 264	118, 387, 519	125, 081, 854	133, 783, 587	151, 359, 402	122, 508, 349	98, 436, 704
特	許	料	等	収	入	562, 118	1, 060, 535	1, 453, 983	1, 683, 805	2, 194, 346	2, 962, 841	9, 930, 008
— 船	9 会	計	より	り受	入	17, 110	16, 726	16, 187	18, 088	18, 073	18, 872	18, 846
独立	行政	法人	人納什	寸金巾	汉	-	_	-	2, 290, 542	_	_	-
雑		4)	Z		入	647, 059	393, 086	274, 094	528, 333	1, 192, 355	1, 433, 946	1, 427, 950
合					計	104, 077, 552	119, 857, 867	126, 826, 119	138, 304, 356	154, 764, 176	126, 924, 009	109, 813, 510

(資料) 特許庁作成

(2) 歳出

特許特別会計の歳出は、予算ベースで 1995 年度 764 億円、1999 年度 993 億円、2003 年度 1,156 億円、2007 年度 1,190 億円と推移し 2009 年度は 1,204 億円であった。

歳出を経費の区分ごとに比較すると、一般事務処理経費については、国際化対策の強化や地域中小企業支援策の推進あるいは審査の処理促進のための審査官の増員等による人件費の増加等により予算を伸ばしている。特許公報類発行経費については、公報類が紙媒体から CD-ROM、DVD-ROM へと変わり、さらにはインターネット公報へと大きくその姿を変えてきており、事務処理の合理化、自動化の推進も手伝って予算は大きく減少している。審査、審判に関する直接的事業経費である審査審判等事務処理経費については、特許審査の処理促進のための登録調査機関への検索外注の件数の増加等により予算を大きく伸ばしている。同じく資料整備経費については、2002年度にそれまで特許事務機械化経費に計上していた電子データによる審査資料の整備予算を移し替えて予算を伸ばしている。工業所有権研修所経費については、2004年10月に独立行政法人工業所有権情報・研修館に業務を移管して廃止した。特許事務全般を支える特許事務機械化経費については、ペーパーレス計画等特許事務の機械化の進展に伴い業務システムは年々その規模を増しているが、ダウンサイジング化やレガシーシステムからの脱却、さらには業務・システムの最適化への取組等により、より経済的で費用対効果の高いシステムの構築を目指している。

また、歳出全体の取組として、調達手続の適正化を推進しており、随意契約の抜本的な 見直し等により、調達手続の透明性を確保するとともに執行額の節約を図り、その効果を 次期歳出予算へと反映している。

【歳出予算事項別推移表】

(単位:千円)

区分	1995年度	1996年度	1997年度	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度
工業所有権情報・研修館運営費	-	-	-	-	-	-	5, 454, 310	5, 501, 714
事務取扱費	75, 506, 492	77, 322, 793	85, 694, 369	94, 442, 685	98, 701, 359	103, 442, 884	100, 739, 746	103, 682, 248
一般事務処理経費	31, 632, 743	33, 485, 877	37, 213, 748	37, 972, 176	40, 291, 732	43, 473, 063	37, 397, 400	37, 639, 891
特許公報類発行経費	8, 437, 174	7, 412, 710	7, 967, 679	8, 087, 652	8, 033, 164	6, 677, 060	6, 199, 337	5, 716, 344
審査審判等事務処理経費	7, 163, 720	7, 574, 152	8, 738, 576		13, 890, 301	14, 110, 021	17, 714, 624	19, 873, 788
資料整備経費	1, 182, 284	1, 142, 510	1, 179, 411	1, 350, 138	1, 948, 163	3, 341, 151	3, 586, 170	12, 160, 324
工業所有権研修所経費	93, 111	109, 063	121, 167	141, 962	153, 997	180, 295	217, 323	229, 119
特許事務機械化経費	26, 997, 460	27, 598, 481	30, 473, 788	32, 132, 258	34, 384, 002	35, 661, 294	35, 624, 892	28, 062, 782
施設整備費	0	803, 930	544, 575	0	0	0	546, 128	
国債整理基金特別会計へ繰入	64, 459	61, 726	45, 279	41, 623	33, 882	41, 922	30, 994	25, 200
予備費	800, 000	800, 000	800, 000	600, 000	600, 000	600, 000	600, 000	600, 000
合 計	76, 370, 951	78, 988, 449	87, 084, 223	95, 084, 308	99, 335, 241	104, 084, 806	107, 371, 178	110, 860, 544

区分	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
工業所有権情報・研修館運営費	5, 507, 839	9, 605, 024	12, 914, 694	12, 772, 765	14, 232, 055	13, 658, 603	13, 248, 844
事務取扱費	108, 433, 717	130, 600, 205	103, 226, 363	104, 489, 981	103, 195, 195	107, 575, 817	105, 841, 027
一般事務処理費	37, 603, 742	38, 171, 588	41, 551, 257	41, 467, 461	42, 331, 805	43, 493, 513	45, 371, 490
特許公報類発行経費	5, 885, 201	4, 321, 592	2, 155, 811	1, 932, 376	1, 804, 220	1, 606, 180	1, 366, 675
審査審判等事務処理経費	23, 348, 713	23, 148, 137	21, 828, 510	22, 113, 057	24, 106, 896	23, 220, 734	24, 347, 068
資料整備経費	13, 357, 967	11, 807, 134	10, 704, 667	9, 806, 500	9, 497, 190	9, 043, 025	9, 102, 257
工業所有権研修所経費	241, 819	218, 598	0	0	0	0	0
特許事務機械化経費	27, 996, 275	52, 933, 156	26, 986, 118	29, 170, 587	25, 455, 084	30, 212, 365	25, 653, 537
施設整備費	1, 051, 217	1, 008, 078	981, 267	886, 108	1, 232, 582	1, 225, 641	975, 676
国債整理基金特別会計へ繰入	26, 301	28, 153	31, 792	31, 890	41, 625	40, 279	0
予備費	600, 000	400, 000	400, 000	400, 000	300, 000	300, 000	300, 000
合 計	115, 619, 074	141, 641, 460	117, 554, 116	118, 580, 744	119, 001, 457	122, 800, 340	120, 365, 547

(資料) 特許庁作成